◇ 令和2年度 奨学給付金 申請手続きについて ◇

平成26年4月以降に入学した生徒保護者等を対象とした奨学給付金制度があります。この制度 は、授業料以外の教育に必要な経費(学校徴収金)の経済的負担の軽減を図るため、各条件に該当 する保護者の方に年に一度、返還不要の給付金を支給するものです。

○ 必要書類

対象世帯によって必要書類が異なります。ご注意ください。また、必要に応じて追加で 書類を提出していただくこともありますので、ご承知おきください。

(1) 生活保護による生業扶助が行われている世帯

- ・ 高校生等奨学給付金受給申請書 (記入ミスがあれば二重線の上に申請者印を押して修正してください)
- ・口座振込依頼書と通帳の写しまたは委任状(学校で学校徴収金と相殺する場合)
- ・生活保護法第36条の規定による生業扶助受給証明書 (令和2年7月1日時点で、生業扶助を受けていることが証明できる書類)

(2) <u>令和2年度(令和元年分)の保護者等全員の県民税所得割及び市町村民</u> 税所得割が非課税(O円)である世帯

- ・高校生等奨学給付金受給申請書 (記入ミスがあれば二重線の上に申請者印を押して修正してください)
- ・ 口座振込依頼書と通帳の写しまたは委任状(学校で学校徴収金と相殺する場合)
- ・健康保険証のコピー(兄弟・姉妹の分)※該当者のみ
 - ※ 保護者等が対象高校生以外に令和2年7月1日現在、15歳以上(中学生を除く)23 歳未満の子を扶養している場合。(国民健康保険証で世帯主と申請者(保護者等)が異な る場合、保険証の国民健康保険証の写しと共に「**扶養誓約書**」を提出してください。)
- ・保護者全員の個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書
 - ※ 個人番号確認書類及び身元確認書類を貼付の上、<u>保護者等1人につき1枚</u>必ず提出してください。
- ・オンライン学習の通信費に係る誓約書
- ◆ 提出先:学校事務室
- ◆ 提出期限:【上記(1)・(2)該当世帯】令和2年7月31日(金)(期限厳守)

(3) 新型コロナウイルスの影響等により収入が激減し、保護者等全員の県民 税所得割及び市町村民税所得割が非課税(O円)に相当すると認められる 世帯(家計急変世帯)

家計急変世帯向け奨学給付金の申請希望者は事務室までご連絡ください。

なお、書類を審査し、給付金が認定された場合は、指定された口座に振込となる予定ですので、 ご承知おきください。ご不明な点は、事務室までお問い合わせください。